

戸籍謄本・抄本等請求書（郵便用）

年 月 日

本籍地					
筆頭者氏名	※ 戸籍のはじめに書かれている人				
何が必要ですか（番号を○で囲んでください）		通 数	手 数 料	抄本や身分証明のときは、必要な方の名前を書いてください。 必要な方の名 ○ ○ （※手数料については、市区町村によって異なりますので香南市以外に請求される場合は、お確かめください。）	
1	戸籍謄本（戸籍全部事項証明）	通	450円		
2	戸籍抄本（戸籍個人事項証明）	通	450円		
3	除籍（原戸籍）謄本・抄本	通	750円		
4	身分証明	通	300円		
5	戸籍の附票（全部・一部）	通	300円		
6		通			
請求者 （証明書を使用する人）	住 所	*住民登録している住所への送付になります。ご注意ください。			
	ふりがな 氏 名	印	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。		
	生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日生	TEL	
筆頭者から見ての続柄	本 人 ・ 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 孫 ・ 父 母 ・ 祖 父 母 その他（ ）				
<p>●請求理由・・・・・・・・・・その他に記載した方は使いみちをくわしくお書きください。 ※本人、配偶者、直系血族（子や孫）以外の方は必ず記入してください。</p> <p>●必要事項・・・・・・・・・・誰の、どのような事が記載されているものが必要ですか。 （例）死亡した〇〇の出生から死亡までの戸籍 筆頭者〇〇と長女〇〇の続柄が確認できるもの など</p> <p>●最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は必ずご記入ください。 （ 年 月 日 市区町村に提出）出生・死亡・婚姻・離婚 その他（ ）</p>					

《問い合わせ先》〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706

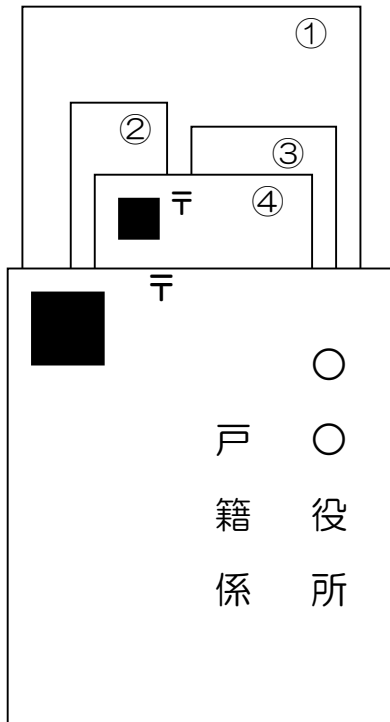
香南市役所 市民保険課 戸籍担当 TEL (0887) 57-8506



郵送による戸籍の請求方法



次の①、②、③、④をそろえてご請求ください。



① 申請書（請求書）

戸籍謄本・抄本請求書の様式をご利用ください。

② 手数料

郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。切手ではお受けできません。

③ 本人確認の書類（写し）

免許証、保険証、マイナンバーカードなどの写しをお願いします。

④ 返信用封筒

あなたの住民登録している住所、氏名を書いて切手を貼ってください。

何通も請求されるときは、切手を余分に入れてください。（返信用封筒に貼らずに）

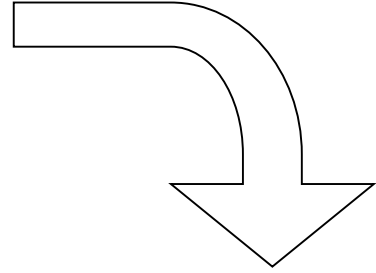
〈お願い〉

- 郵送請求の場合、地域によって異なりますが、配達の日数と市区町村役場の処理日数で約1週間程度かかりますので、余裕をもって請求してください。
- 代理人が請求する場合は、請求する書類や請求者との関係によっては、委任状が必要となります。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処されます。
- ご不明な点がございましたら、住所地又は請求先である本籍地の市区町村役場においてお問い合わせください。（相続等でどのような戸籍が必要か不明な場合は、提出先に確認をしていただいてから問い合わせして頂きますようお願いいたします。）
- 戸籍が改製（電算化されたことにより）されており、現在の戸籍では必要事項が記載されていない場合は、改製前の戸籍（改製原戸籍）を請求して頂くようになります。

戸籍について・・・

婚姻事項 除籍	出生事項	婚姻事項	出生事項	婚姻事項	出生事項	〇〇編製	香 南 市 × ×
子	妻	夫					
香	花	太					高 知 太 郎
南	子	郎					

以前の戸籍（平成改製原戸籍）は左記のように縦書き（B4）で書かれていましたが、香南市では平成16年11月27日（赤岡、香我美、夜須、吉川）平成17年1月15日（野市）に電算化しました。現在は下記のような横書き（A4）の戸籍になっています。



右記のように横書きに改製された戸籍には、改製前に除籍になっていた方は記載されません。（上記図では、子「香南」が該当）

相続などで子どもが何人いたのかわかる戸籍が必要な場合は、改製原戸籍を請求していただくようになります。

☆平成改製以前にも法の改正に伴い戸籍がつくられています。

昭和32年以前は、夫・妻・父・母・子の嫁・孫・兄・妹というように「家」という単位で記載されていました。現在の戸籍は「夫・妻・子」の核家族単位しか記載されず、子が婚姻した場合はその子夫婦で新しく戸籍がつくられます。

☆相続戸籍について

死亡された方の出生から死亡までの戸籍が必要になる場合が多いと思います。60歳以上の方の多数は、戸籍が2～3部は存在しています。（法改製による戸籍があるため）出生からというのは、出生事項が記載されているという意味ではなく、出生当時の戸籍から必要ということです。（出生当時の戸籍かどうかは死亡された方の生年月日と、その戸籍の編製年月日を比べる必要があります。）一度戸籍を取得していただき戸籍担当の者から説明してもらうのがよろしいかと思ひます。

郵送の場合はあらかじめ本籍地の戸籍係に、『出生から死亡までの戸籍』が何部あるのか確認をしたうえで請求されることをおすすめいたします。

	香南市×× 高知 太郎
	〇〇編製
	【名】太郎
出生 婚姻	
	【名】花子
出生 婚姻	
	以下余白